

# 大分県農業経営改善促進資金融資要綱

## 第1 趣 旨

本要綱は、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する農業経営改善促進資金（「スーパーS資金」と略称する。以下「本資金」という。）について定める農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第8の1の規定に基づき、農業経営改善促進資金制度の運営に関する取扱いについて定める。

## 第2 対象となる計画

本要綱による支援の対象となる計画は、農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。以下同じ。）とする。

## 第3 事業の仕組み

本制度は、大分県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）と民間金融機関の協調融資により、意欲ある農業者の必要とする短期運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

## 第4 農業経営改善促進資金の内容等

### 1 貸付対象者

認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）であって次に掲げる要件を満たす者。

- (1) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。
- (2) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。
- (3) (2)の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
- (4) 農業経営改善計画又は農業経営改善促進資金利用申込書兼借入申込書（第5に明記する事務処理要領に定めるものをいう。以下「申込書」という。）において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

### 2 資金使途

本資金の資金使途は、計画の達成に必要な短期運転資金一般とする。

ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

### 3 貸付け方式等

本資金の貸付けは、次によるものとする。

#### (1) 貸付方式

当座貸越、手形貸付及び証書貸付とする。

なお、当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式とする。

#### (2) 利用期間

貸付けが受けられる期間は、計画期間（同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の

末日までをいう。以下同じ。) 中とする。

#### 4 極度額等

##### (1) 極度額等の上限

本資金の1農業者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額(以下「極度額等」という。)の上限は、次のとおりとする。ただし、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあっては、大分県特別融資制度推進会議設置要綱(平成14年4月1日付け農経第7号)第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)が認めた額とすることができる。

個人	一般経営	500万円
	畜産経営又は施設園芸を含む経営	2,000万円
法人	一般経営	2,000万円
	畜産経営又は施設園芸を含む経営	8,000万円

##### (2) 極度額等の設定

極度額等は、計画期間の各年度について融資機関が設定するものとし、推進会議の認定を受けるものとする。

##### (3) 極度額等の見直し

融資機関は、その農業者の経営状況及び資金利用状況からみて極度額等を変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、変更することができるものとする。

#### 5 貸付利率

本資金の貸付利率は、実施要綱第4の5の(4)に基づく農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準に関する取扱要領(平成6年6月29日付け6農経A第666号農林水産事務次官依命通達)に定める金利とする。

ただし、農業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5%の範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとする。

#### 6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付にあっては1年以内、当座貸越にあっては1年程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

#### 7 計画期間終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の経営改善計画期間終了時に有する本資金の残高は、すべて経営改善計画期間終了時に返済するものとする。

ただし、本資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあっては、経営改善計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。

### 第5 借入手続

本資金を借り受けようとする者は、知事が別に定める事務処理要領により、借入申込手続を行わなくてはならない。

## 第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施

### 1 貸付目標額の設定

- (1) 融資機関は、市町村その他関係機関と協議して、毎年12月10日までに翌年度の貸付予定目標額を策定し、知事に提出するものとする。
- (2) 本資金貸付年度途中において新たに本資金の需要が生じた融資機関並びに既に目標額を設定している融資機関が目標額等を変更する場合、毎月貸付予定目標額を知事に提出することができる。
- (3) 知事は、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する預託額を決定したときは、融資機関及び基金協会に通知するものとする。

### 2 低利預託基金等の貸付

#### (1) 県資金の貸付

ア 知事は、本資金の貸付目標額の6分の1に相当する額の資金を予算の範囲内で、基金協会に貸し付けるものとする。

イ アの貸付けにあたっては、別途貸付契約を締結し行うこととする。

#### (2) 県資金等の預託

ア 基金協会は、前号の規定による県資金の貸付け及び民間金融機関からの預託を受けたときは、第6の2の(1)のイの契約書の定めるところにより、これを融資機関に預託しなければならない。

なお、預託額については県の指示に従うものとする。

イ アの融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとする。

(ア) 預託額 知事が定めた融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額

(イ) 預託利率 年1%

ただし、日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている預託予定日の14日前の日の属する月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における「定期預金／預入金額3百万円以上1千万円未満／1年」の利率が1%未満の場合は、当該利率。

### 3 融資機関による貸付

#### (1) 融資機関による協調融資

融資機関は、前条の規定による県資金等の預託を受けたときは、推進会議の認定した極度額の範囲内で融資しなければならない。

#### (2) 低利預託基金の預託に関する基本契約

本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において「大分県農業経営改善促進資金低利預託基金の預託に関する基本契約」を締結するものとする。

## 第7 担保・保証人の徴求の弾力化

融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、必要に応じ農業信用保証保険制度を活用することにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。

## 第8 報告

1 融資機関は、上半期・下半期ごとの「大分県農業経営改善促進資金貸付状況報告書」を作成し、これを上半期末・下半期末の翌月末までに基金協会に提出するものとする。

2 基金協会は、前項の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに「大分県農業経営改善促進資金貸付基金預託等状況報告書」を作成し、上半期末・下半期末の翌々月15日までに知事に提出するものとする。

## 第9 調査

知事及び基金協会は、この資金に係る事業等に関し、必要があると認めるときは、借入者及び融資機関の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。

## 第10 貸付金の一括返還

融資機関は、次の一に該当すると認めるときは、特別融資制度推進会議の意見を聴いて貸付金の全部若しくは一部について一括して返還させることができる。

- (1) 借入者が借入金を目的外に使用したとき、又はこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 借入者が第4の1に規定する貸付対象者でなくなったとき

## 第11 県資金の返還

知事は、基金協会及び融資機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

## 第12 その他

平成14年7月1日以前に大分県経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年10月1日付け農経第867号）第5の1により認定を受けた資金利用計画は、本要綱第5に明記する事務処理要領の規定により認定を受けた申込書とみなす。

附 則 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。  
(略)

附 則 1 改正後の要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 1 改正後の要綱は、平成18年4月19日から施行する。

附 則 1 改正後の要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 1 改正後の要綱は、平成23年9月1日から施行する。

ただし、平成23年度における「融資機関貸付予定目標額設定書」については、第6の1の(2)の規定にかかわらず、この要綱の施行後45日以内提出するものとする。

附 則 1 改正後の要綱は、平成25年3月14日から施行する。

附 則 1 改正後の要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 1 改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 1 改正後の要綱は、令和4年12月5日から施行する。